

## 評価書（第一次審査）

社
---

参加資格の有無(「○」は参加資格有、「×」は参加資格無)

※ 1つでも参加資格を有しない項目があった場合、その応募者は第二次審査へ進めない。

	(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
	(2)	埼玉県内又は東京都内に本社、支社、営業所その他の拠点を有している。
	(3)	入札参加者有資格指名停止基準に基づく指名停止期間中になっていない。
	(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による 手続申立てがなされていない
	(5)	参加者及びその役員等が以下の項目に該当しない。 ア 暴力団等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	(6)	過去10年間に、公園整備全般の設計業務等に関し、業務受託実績がある。
	(7)	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	(8)	提案金額が委託金額上限額の範囲内である。
	(9)	複数の事業所で構成する共同企業体（以下「JV」という。）である場合は、当該協力事業者が（1） から（7）までの条件をみたしている。
	(10)	適正は配置技術者（管理技術者、照査技術者）を各1名配置している。

## (1) 基本事項及び執行体制

評価項目		評価の着眼点		評価のウェイト	
		判断基準		管理技術者	照査技術者
基本事項	事業者評価	業務実績	下記の順位で評価する。 ①過去10年間に同種業務の実績を有する。 ②過去10年間に類似業務の実績を有する。  (JVの場合は、各構成員が実績を有すること)	10点	
	配置技術者評価	技術者評価 (対象) ・管理技術者 ・照査技術者	下記の順位で評価する。(管理技術者) ①ランドスケープアーキテクト (RLA) 技術士 (建設部門 都市及び地方計画) ②シビルコンサルティングマネージャー (RCCM) (造園又は都市計画及び地方計画)  下記の順位で評価する。(照査技術者) ①ランドスケープアーキテクト (RLA) 技術士 (建設部門 都市及び地方計画) ②シビルコンサルティングマネージャー (RCCM) (造園又は都市計画及び地方計画)	5点	5点
		業務実績 (対象) ・管理技術者 ・照査技術者	下記の順位で評価する。 ①過去10年間に同種業務の実績を有する。 ②過去10年間に類似業務の実績を有する。	10点	10点
執行体制	業務の実施体制		業務の実施体制が整えられている。 なお、下記の場合は選定しない。  ・再委託の内容が主たる部分の場合 ・業務の分担構成が不明瞭、または不自然	10点	
合計				最大50点	

別表 2

社
---

## 評価書（第二次審査）

### （2）業務実施方針

評価項目	評価の視点		評価のウェイト
		判断基準	
実施方針	業務内容の理解度	目的・条件・内容の理解度を評価	20点
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローを評価	
	企画性	業務量の的確、実施手順と工程計画の整合を評価	

合計	最大20点
----	-------

### （3）技術提案

評価項目	評価の視点		評価のウェイト	
		判断基準		
技術提案	特定テーマ	全般	整備基本計画に掲げるシンボルロードのコンセプトを踏まえた提案になっている場合に優位に評価	40点
		実現性	提案内容が具体的であり、技術的な裏付けの下、実現性が高い場合に優位に評価	
		企画性	検討すべき特定テーマ全てを高い水準で満たす提案である場合に優位に評価	
	各提案の整合性の有無	各特定テーマに整合性がある場合に優位に評価		

合計	最大40点
----	-------

#### (4) プレゼンテーション及びヒアリング

評価項目	評価の視点		評価のウェイト
		判断基準	
ヒアリング プレゼンテーション及び	専門技術力	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門知識に富んでいる場合に優位に評価	20点
	取組姿勢	業務の目的、内容を十分理解し、課題に対する提案内容を的確に説明するなど、取組姿勢が高い場合に優位に評価	
	対話力	質問内容を的確に捉え、把握し回答している場合に評価	

合計	最大20点
----	-------

#### (5) 参考見積

評価項目	評価の視点		評価のウェイト
		判断基準	
見積金額	業務コストの妥当性	提示した金額が業務規模に比べ、大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない	数値化しない